

院内感染対策指針

1. 院内感染対策基本方針

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が、拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。感染対策の対象者は、入院患者・利用者・外来患者のみならず、見舞い人、訪問者、医療従事者、さらには、院外の関連業者の職員も含む。秩父生協病院においては、本指針により院内感染対策を行なう。

2. 院内感染対策組織構成

院内感染対策に関する審議機関として感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は病院長、総看護長またはそれに類する者をはじめ各部門から人員を選出し各部署横断的に活動することが望まれる。委員会は毎月 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

委員会の業務として

- (1) 感染発生状況の把握(サーベイランス)、
- (2) 感染防止対策の実施
- (3) 感染症治療対策助言等(抗生剤の管理等)、
- (4) 院内巡視
- (5) 教育啓蒙活動(患者・家族・関係業者も含む)

*感染管理医師(ICD)を筆頭に感染対策に関する指揮権、環境整備に関する請求権が付与されるものとする。また、ICDの指揮の下、日常の感染対策に関しては、ICTに権限を与える。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

(1) 院内感染対策、特に標準予防策等について職員に周知徹底をはかることを目的に実施する。

(2) 本指針は、院内LAN「秩父共有」上で全職員が閲覧できる。

(3) 職員研修は就職時の初期研修 1 回その他、感染対策委員会の定める年間計画に基づいて、年 2 回以上全職員を対象に開催する。必要に応じて各部門にも開催する。

(4) 院外の感染対策を目的とした各種学会研究会、講習会等の開催情報を告知し、参加希望者の参加を支援する。院内研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録保存する。

4. 院内感染に必要な院外からの情報活用

正確で最新の情報をより効率的に収集するために、組織的に外部情報を収集し、各部門に情報提供を行う。

(1) 厚労省 HP・病院機能評価機構からの情報・行政からの情報・法人内の医療・介護安全対策委員会での情報収集等、感染の流行状況にも注意し、必要と認められた情報は各部門に情報発信（朝会での報告、メール又は、用紙を配布）する。

(2) 病院感染（医療関連感染）対策の総合専門誌を定期購読し、感染対策委員会として活用する。

(3) 職員が医療関連感染管理について情報を得たい場合は、自部門のインターネットを用いて厚生労働省・

WHO・CDCガイドラインの情報検索を行なう。

5. 感染症発生状況報告基本方針

当院の感染症発生状況把握の為微生物サーベイランスをおこなう。その結果を職員に周知し、結果に基づいて感染対策の充実を図る。

上記よりアウトブレイク発生時は感染対策委員会が中心となり発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。

6. 市中感染流行時の対応基本方針

市中感染流行時（インフルエンザ、麻疹など）院内での流行、伝播の予防の為系統的隔離、入院面会制限を行う。その際院内への掲示、来院者への説明、ホームページ等での公開など情報公開を行う。

7. 院内感染発生時の対応基本方針

感染対策マニュアルに沿って標準予防策を中心に感染対策に努める。疾患および病態等に応じて感染経路別予防策を追加して実施する。

報告の義務付けられている疾患が発生した場合、速やかに管理部に報告の上保健所に報告する。特定の感染症が院内集団発生した場合、管理部は保健所と連携の上対応を行う。

8. 患者への情報提供と説明に関する基本方針

本方針は病院ホームページにて患者またはその家族が閲覧出来るようにする。疾患の説明とともに感染防止対策等についても説明し理解を得た上で協力を要請する。

9. その他院内感染対策推進の為に必要な方針

医療職員の医療関連感染制御も重要な課題であり、十分な配慮が望まれる。 感染対

策マニュアルには可能な限り科学的根拠に基づいた制御策を採用し、また経済的にも優れた方針を採用実施することとする。マニュアルは社会情勢、最新の知見等を取り入れ定期的に点検・改訂を行うこととする。

2004年6月14日 制定

2017年1月16日 改訂